

平成 21 年 10 月 30 日 裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第 1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、船員保険法による遺族年金（以下、単に「遺族年金」という。）の額の加算を平成〇年〇月からでなく、平成〇年〇月に遡ってすることを求めるということである、と解される。

第 2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日を受給権発生年月日とする遺族年金の受給権者であるところ、平成〇年〇月〇日（受付）、社会保険庁長官に対し、左大腿骨頸部骨折（以下「当該傷病」という。）による平成〇年〇月現時における障害の状態が、船員保険法施行令（以下「船保令」という。）別表第 1 に定める 1 級ないし 5 級の障害等級に該当するとして、船員保険遺族年金受給権者障害該当届を、社会保険庁長官に提出した。
- 2 社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「添付された診断書等により障害の程度を審査したところ、55 歳到達日までに、船員保険法施行令別表第 1 に定める 1 級から 5 級までの障害の程度に該当しないことと決定されましたので通知します。」と記載した「船員保険遺族年金受給権者の障害不該当について（通知）」を送付した（以下、この決定を「原処分」という。）。なお、原処分に係る通知上の理由の

記載は上記のとおりであるが、本件再審査請求の全過程をしんしゃくすると、保険者は、請求人の55歳到達前において、請求人の当該傷病による障害の状態は、船保令別表第1に定める5級以上の程度に該当しないとして、請求人に対し、後記第3の1に記載した船員保険法第50条ノ3ノ2の規定による、政令に定める障害等級に該当する程度の障害の状態に55歳到達前になったことを理由とする遺族年金の額の加算（以下、これを「障害原因寡婦加算」という。）をしないとしたものとしたと解される。

- 3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇社会保険事務局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 船員保険法第50条ノ3ノ2は、「遺族年金ノ支給ヲ受クル妻ガ五十五歳以上ナルトキ又ハ政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スル程度ノ障害ノ状態ニ在ルトキハ最終標準報酬月額ノ〇・三月分ニ相当スル額ヲ遺族年金ノ額ニ加算ス…」と規定している。そして、船保令第23条は、「法第50条ノ3ノ2……に規定する政令で定める障害等級は、別表第1に定める1級から5級までの等級とする。」と規定している。
- 2 本件の場合、請求人が、遺族年金の受給者であること、平成〇年〇月〇日に55歳に達したことには疑いのないところ、保険者は、前記第2の2記載の理由により、原処分を行い、請求人の遺族年金に障害原因寡婦加算をしないとしたことに対し、請求人は、平成〇年〇月時点における当該傷病による障害の状態は船保令別表第1に定める5級以上に該当しているので障害原因寡婦加算されるべきであると主張していると解されるので、本件における当面の問題点は、当該傷病による障害の状態が、請求人の55歳到達前に、船保令別表第1に定める5級以上の程度に該当しないと認められるかどうかということである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

1 「略」

2 前記認定の事実に基づき、本件の問題点を検討し、判断する。

- (1) 請求人の当該傷病による障害で障害等級5級に該当する障害の程度としては、船保令別表第1に「一下肢の用を全廃したもの」(7号)が掲げられているところ、保険者は、船員保険法における障害原因寡婦加算にかかる障害認定については、後記60年改正法による改正前の船員保険法が施行されていたときは、「厚生年金保険及び船員保険における廃疾認定について」(昭和52年7月15日庁保発第20号)により、職務外の事由によるものは厚生年金保険の障害認定要領に準じ、職務上の事由によるものは労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)における取扱いに準じて行うこととしていたが、その後、①国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。)による改正後の船員保険法による年金は職務上のみとなり、従来、障害原因寡婦加算については、60年改正法による改正前の船員保険法第50条ノ3ノ3では「別表第四下欄ニ定ムル一級若ハ二級ノ障害ノ状態ニ在ルトキ(注:別表第四下欄は職務外の事由による障害の等級表)」とされていたものが、60年改正法による改正後の船員保険法第50条ノ3ノ2では「政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スル程度ノ障害ノ状態ニ在ルトキ」とされ、船保令第23条で「別表第一に定める一級から五級までの等級とする」とされるに至り、また、②労災保険法第16条の3に規定する遺族補償年金の額は同法別表第一において、遺族補償年金を受けられる遺族が一人の場合、「給付基礎日額の一五三日分。ただし、五十五歳

以上の妻又は厚生労働省令で定める障害の状態にある妻にあつては、給付基礎日額の一七五日分とする。」とされ、厚生労働省令で定める障害の状態は、労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災法施行規則」という。）第15条で「別表第一の障害等級の第五級以上に該当する障害の状態」とされており、③60年改正後、船保令別表第一は、職務上の障害等級となっており、労災法施行規則別表第一の障害等級表に準じていることからして、船員保険における障害認定については、60年改正後は、障害原因寡婦加算等にかかる障害認定も含めて、すべて労災保険の認定基準に準じて行うのが妥当であるとしている。

労働災害によって生じた障害でないものになぜ労働災害によって生じた障害の認定基準を用いるのかという疑問に全く根拠がないとまでは言えないものの、上に述べられた60年改正法による改正後の船員保険法、船保令の規定振り、労災保険法でも障害原因寡婦加算に相当するものの認定を労災によるものとは別の基準によるとはしていないこと等からして、当審査会としても、保険者の前記取扱いを認めるのが相当であると考えます。

- (2) 労災保険法上の障害の程度については、労災法施行規則別表第1の障害等級表（以下、単に「障害等級表」という。）に定められているところ、前記に示した船保令別表第1に掲げられている5級7号は、障害等級表の第5級の5「一下肢の用を全廃したもの」に相当すると解される。そして、労災保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、「障害等級認定基準」（昭和50年9月30日基発第565号。以下「認定基準」という。）が定められており、本件についてはこれに依拠するのが相当である。
- (3) 認定基準の第Ⅲ章第10節／下肢（下肢及び足指）の「2 障害等級認定の基準」の(1) 下肢の障害／ロ 機能障害によれば、「下肢の

用を全廃したもの」とは、「a 3大関節（股関節、ひざ関節及び足関節）及び足指全部の完全強直又はこれに近い状態にあるもの」、「b 3大関節のすべての完全強直又はこれに近い状態にあるもの」、のいずれかに該当する場合をいうとされ、また、「人工骨頭又は人工関節をそう入置換したもの」は、「関節の用を廃したもの」という、とされている。

- (4) 前記1で認定した請求人の当該傷病による障害の状態を前記認定基準に照らしてみると、請求人は、昭和〇年に左大腿骨頸部骨折後、昭和〇年に人工骨頭置換術を受け、昭和〇年に左股関節固定術を受けているところ、平成〇年〇月時点における障害の状態は、左下肢の3大関節のうち股関節について関節の用を廃したものと認められるものの、膝・足関節については、その可動域及び運動筋力の記載がないことから、それは特段問題がないとするのが相当であるから、このような状態は、「一下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの」（船保令別表第2に定める1級7号）に相当する程度にとどまり、上記5級の例示の「一下肢の用を全廃したもの」には該当しないとするのが相当である。

したがって、請求人の55歳到達前において、請求人の当該傷病による障害の状態は船保令別表第1に定める5級以上の程度に該当しないとした原処分は妥当であって、取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。